

**副本**

平成17年(行ウ)第379号 身体障害者居宅生活支援費支給決定通知処分取消等請求事件

原告 鈴木 敬 治  
被告 大 田 区

準備書面 (4)

平成18年5月2日

東京地方裁判所民事第38部合B2係 御中

被告指定代理人 河 合 由 紀 男  
同 岩 田 美  
同 松 井 克  
同 池 一



被告は、訴状及び平成18年3月24日付け準備書面(1)における原告の主張について、次のとおり反論する。

第1 訴状について

1 東京都及び厚生労働省の見解違反との主張について

原告は、訴状請求の原因五(本件行政処分の違法性 その一)、2及び3において、本件移動介護要綱が東京都及び厚生労働省の見解に違反していることを理由として、本件移動介護要綱を適用してなされた本件各処分は、身体障害者福祉法に違反する旨主張するが、上記見解のうち、厚生労働省の見解は、法の規定を確認的に述べたものであり、また、東京都の見解も一般論を述べているだけのものにすぎず、東京都から大田区への回答の際にも本件移動介護要綱が支援費制度の趣旨に反するものであるなどとは一言も述べていない。

そもそも、本件移動介護要綱が移動介護の支給量について一律に上限を設定したものでないことは、被告の平成18年1月11日付け準備書面(1)、第3で述べたとおり、その制定の趣旨、目的及び規定の内容からして明らかである。

## 2 不利益変更禁止原則違反との主張について

原告は、訴状請求の原因七（本件行政処分の違法性 その三）において、本件各処分が不利益変更禁止の原則に反し、違法である旨主張する。

この点に関する原告の主張は必ずしも明らかではないが、要するに原告は、移動介護に係る1か月当たりの支給量について、原告が「124時間」と定められた当初処分時と同様の利用意向ないしその必要性を示しているにもかかわらず、本件各処分において、これを「32時間」としたことには正当な理由がなく、したがって、本件各処分は不利益変更禁止の原則に反し、違法である旨主張するもののようである。

ところで、身体障害者福祉法によれば、居宅生活支援費の支給については、身体障害者からの支給申請に基づき、これを受けた市町村が、当該身体障害者に係る勘案事項を調査し、その結果を勘案した上で、居宅生活支援費の支給の要否、支給量及び支給期間を決定することになっているのであるから、当該決定に係る支給期間が満了すれば、当該身体障害者は、引き続き居宅生活支援費の支給を受ける必要がある場合であっても、新たな支給申請を行い、改めて勘案事項調査を受け、その結果を勘案した支給量等の決定を受けなければならない。したがって、その際、支給量を定めるにつき、新たな基準が適用される場合には、当該基準によって支給量を定めたとしても、当該基準が合理的である限り、不利益変更という問題は生じない。

そうとすれば、原告に対する当初処分が、同処分所定の支給期間満了により、その効力を失った後に、本件移動介護要綱所定の支給量に関する基準を適用したからといって、本件移動介護要綱所定の支給量に関する基準が、被告の平成18年1月11日付け準備書面(1)、第3で述べたとおり、合理性を有する以上、

本件各処分が不利益変更の原則に違反するということはないというべきである。

なお、この点に関連して付言するに、原告は、あたかも利用者の意向通りの支給量を定めなければ、身体障害者福祉法の趣旨に反するかの如く主張するが（もっとも、原告の平成18年3月24日付け準備書面(1)、18頁では、利用者の希望した支給量が客観的に利用できない支給量の場合はその限りで例外としているようである。）、利用者の意向は勘案すべき事項の一つにすぎず、すべてではないことはいうまでもないことであるから、原告の主張の主旨が上記のとおりであるとすれば、主張自体失当というほかない。

### 3 行政手続法違反との主張について

原告は、訴状請求の原因一八（本件行政処分の違法性 その一四）において、本件各処分を行うに当たっては、行政手続法13条1項の規定に基づき弁明の機会を付与し、かつ同法30条各号所定の事項を書面により通知しなければならないにもかかわらず、これらを欠いたことは違法であると主張する。

行政手続法13条1項及び30条の適用対象は、いずれも「不利益処分」であるところ、同法2条4号ロは、「申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づく当該申請をした者を名あて人としてされる処分」を「不利益処分」から除外している。

支援費の支給決定は、身体障害者からの申請に基づいてなされるものであり（身体障害者福祉法17条の5第1項及び第2項）、本件各処分はいずれも原告からの支援費支給申請を受け、原告を名あて人としてなされたものである。

したがって、本件各処分は、行政手続法13条1項及び30条にいう「不利益処分」には該当しないから、弁明の機会を付与せず、同法30条各号所定の事項を書面により通知をしなかったことに何ら違法はない。

### 第2 平成18年3月24日付け準備書面(1)について

原告は、平成15年12月から同16年3月までの間に行われた合計5回の勘案事項調査において、区長は、原告の外出状況を聴き取り、原告の移動介護に係

る1か月当たりの支給量が「124時間」であることの必要性については把握していたのであるから、本件第1処分（ないし第4処分）に当たって、原告が移動介護の勘案事項調査に応じなかったとしても、本件第1処分（ないし第4処分）のうち、移動介護に係る1か月当たりの支給量を「32時間」と定めたことについて、勘案事項調査で把握した事実との間に合理的な関連性がなく、違法である旨主張するものようである。

しかしながら、原告の上記主張は、以下に述べるとおり失当であって、原告が移動介護に係る勘案事項調査に応じなかった本件第1処分（ないし第4処分）において、区長が移動介護に係る1か月当たりの支給量を「32時間」と定めたことに何ら違法な点はない。

1 平成15年12月から同16年3月までの間に行われた合計5回の勘案事項調査のうち、平成15年12月2日、同16年1月9日、同月13日及び同月27日に実施した4回の勘案事項調査は、平成15年12月2日付けの日常生活支援に係る支給量変更申請（移動介護に係る支援を廃止し、その支給量相当分を日常生活支援に係る支給量に繰り入れた上で、ADL（日常生活動作）低下に伴って必要となる日常生活支援に係る支給量を増加するというもの。但し、当該変更申請は平成16年2月27日に取り下げられている。）に基づいて行われたものである。

すなわち、上記一連の勘案事項調査は、原告の上記変更申請に係る日常生活支援の支給量を定めるために必要な判断資料を得ることを目的として行われたものであって、移動介護の支給量を定めるために行われたものではない。上記一連の勘案事項調査の際、被告の担当職員が原告の外出状況を聴き取ったのは確かであるが、それは、日常生活支援に係る具体的な支給量を新たに算定し直すためには、原告のADLが低下している身体状況の下にあって、当初処分に係る移動介護の支給量をそのまま日常生活支援の支給量として維持する必要があるか否か、どのような種類（食事、排泄、室内移動等）の身体介護がどの

程度必要か等について検討する必要がある、そのためには、ADLの低下が原告の従前の外出状況にどの程度の影響を及ぼしているのか等について概括的にも確認しておく必要があったことから、これを聴き取ったに過ぎない。

- 2 また、平成16年3月2日の勘案事項調査は、ADL低下による夜間介護の必要性が高くなったことを理由として、日常生活支援の支援量のみを1日当たり16時間に増加する旨の原告からの同年2月27日の支給量変更申請に基づいて行われたものである。

すなわち、被告の担当職員は、平成15年12月から同16年1月にかけて聴き取った原告のADL低下に伴う身体状況を踏まえ、原告の上記変更申請の主旨に沿って、専ら夜間就寝時間帯における身体介護の要否、程度について判断資料を得る目的で、上記勘案事項調査を行ったのであり、その際、上記支給量変更申請の対象とはなっていない外出状況についても聴き取ってはいるが、それは、原告の起床活動時の生活状況全体を把握するために、その一部である従前の外出状況についても確認的にその概要を聴き取ったものであり、したがって、その聴取内容は、本件移動介護要綱が制定、適用される以前に行われた当初処分の際の聴取内容を超えるものではない。

- 3 ところで、移動介護の支給量を定めるために行われる勘案事項調査は、支給期間中の1か月当たりの必要量を具体的な時間数をもって定めるのに必要な判断資料を得る目的で行われるものであるから、その判断が可能な程度に、また、中でも本件移動介護要綱2条でいう「余暇活動等の社会参加のための外出」については、限りある福祉財源の公平、適正な配分という観点からすれば、1か月当たりの支給量が「32時間」を超える場合には、当該外出が特に公費をもって支援することが相当であるか否かの判断が必要であることから、その判断が可能な程度に、予め想定される例月の外出状況について個別、具体的に聴き質すものであって、上記5回の各勘案事項調査の際になされた外出状況の聴き取り調査とは、その聴取目的、聴取内容、範囲及び程度において全く異なるもの

である。

- 4 したがって、上記平成15年12月から同16年3月までの間に行われた合計5回の勘案事項調査は、その目的、内容、範囲及び程度の点で、移動介護の支給量を定める際に行われるべき勘案事項調査とは全く異なるから、従前の外出状況を確認的に聴取したからといって、それだけでもって本件第1処分（ないし本件第4処分）の際に行われるべき移動介護に係る勘案事項調査自体を不要にするものではないし、また、それに代替するものでもない。

なお、平成16年3月2日の勘案事項調査の際、原告から確認的に聴き取った従前の外出状況の中には本件移動介護要綱2条でいう「社会生活上必要不可欠な外出」に整理、分類できるものも含まれているとしても、それだけでもって、原告が勘案事項調査に応じなかった本件第1処分（ないし本件第4処分）において、「社会生活上必要不可欠な外出」の支給量を算定することができないことは、上記に述べたことから明らかである。

- 5 そうとすると、上記5回の勘案事項調査を本件第1処分（ないし本件第4処分）の際に行われるべき移動介護の支給量を定める勘案事項調査と同視し、そのことを前提に、原告の移動介護に係る1か月当たりの支給量を「32時間」と定めたことについて、上記5回の勘案事項調査で把握した事実との間に合理的な関連性がないとする原告の主張は、その前提において誤っているから、失当である。

そして、当初処分時と比べると、本件第1処分時における原告の身体状況は、ADLの低下が相当程度認められるものの、外出することが全く不可能という程の状況ではなく、また、原告が勘案事項調査には応じなかったものの、外出の意欲、意向が示されていることから、これらの点をも勘案して、区長は本件第1処分（ないし本件第4処分）において、原告の外出状況が、客観的に把握できないとしても、少なくとも本件移動介護要綱2条でいう「余暇活動等の社会参加のための外出」に当たるとして移動介護の支給量を1か月当たり「32

時間」としたのである。

この点における区長の判断過程に何ら不合理、不相当とする点はない。